# 篠山市の人権施策事務事業

# □ 相談事業

# 1 施策の目的

複雑多岐にわたる人間関係の中では考え方に相違が生まれ、それに伴い様々な問題が生じることがある。家庭や自治会等での人間関係等当事者にとっては重大で深刻な問題となる。

それらの問題に対し、様々な相談窓口を開設することにより、市民一人ひとりの問題解決への助言や専門機関への橋渡しをすることで、心の負担を少しでも軽減することも大切な役割である。

人権の視点からお互いに相手を尊重する意識を持つことで、問題の解決につなげていく。

## 2 事業の概要

市役所第2庁舎人権推進課内に人権教育指導員及び人権相談員の2名を配置し、市 民からの電話・来庁による相談業務を行っている。

また、福祉部局では、「ふくし総合相談窓口」としてさまざまな相談に応じている。 支所及び市民センター等公共施設においては、特設人権相談所として年間の開設日 を定め人権擁護委員が相談に当たっている。

## (1) 各種相談

ア 人権教育指導員及び人権相談員

· 市役所第2庁舎1階

月~金曜日(祝日を除く)

イ 人権擁護委員

・丹南健康福祉センター

第1金曜日 (9時~11時30分)

市民センター

第4金曜日(9時~11時30分)

• 市役所第2庁舎1階

第2水曜日(9時~12時)

・西紀支所、城東公民館、ハートピアセンター、

今田まちづくりセンター 各施設年3回(H30~各施設年1回)

# (2) 相談内容について

相談の内容が直接人権に関することでなくとも相談を受けることがある(自治会内トラブル、近隣トラブル)。その場合、できる限り対応することとしているが、専門的知識を要する相談内容には十分対応しきれないことがある。その時にはそれぞれの相談窓口へつなぐこととしている。

昨今はドメスティックバイオレンス(DV)の相談が多く、背景にさまざまな 貧困(経済的、文化的、社会的つながりも含め)があるのか、緊急に対応しない といけない案件も過去にはあったため、生活保護担当、障害福祉担当、児童福祉 担当、県女性家庭センター等と連絡を密にしている。

手続き関係では、本人で対応していただくのが基本であるが、DV被害者は精神的に不安定な方や行政手続きが不得手な方もおられ、「保護命令(「接近禁止命令など」)の手続きのため、警察・法テラス(弁護士)・他の自治体窓口、裁判所等へ「同行支援」を行う。

在住外国人の人権相談について、特に国際理解センターと連携をはかる必要性があることから、理解センターと意思疎通をはかる連絡会を実施した。

各ふれあい館では、地域住民や周辺住民の身近な相談窓口として総合生活相談

事業を行っている。地域巡回訪問を行い高齢者への声掛けを行っている。

配偶者暴力相談支援センター(配暴センター)の県内設置状況は、13市(阪神間の大都市のみ、近隣では三田市)のみで、本市も含め28市町は未設置。設置年度も未定であり、人権推進課及び福祉総務課等の職員で相互対応している。

また、認知症に起因する人権相談もあり、高齢化率を考慮すれば、今後も増加傾向にあると思われる。

# 相談件数の推移(H24~H29)

(人権推進課受付分のみ集計)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
離婚・結婚生活の問題	16	8	13	7	13	8	65
D V	12	9	26	24	6	7	84
家族	26	13	12	10	16	16	93
セクハラ	1	0	0	1	0	0	2
からだ・こころ	7	2	2	1	1	2	15
性 被 害	0	0	0	0	0	0	0
職場・地域の人間関係	25	15	8	14	18	10	90
その他	15	4	11	3	7	47	87
総数	102	51	72	60	61	90	436

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
電話相談	48	23	32	29	31	71	234
面接相談	50	28	40	31	30	19	198
訪問	4	0	0	0	0	0	4
総数	102	51	72	60	61	90	436

## 平成30年度の取り組み方針

「ふくし総合相談窓口」、「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「家庭児童相談室」等との連携を密にし、相談者に寄り添いながら、必要に応じて関係機関への橋渡しをする。

ふれあい館では、待つのではなく出かけていき地域の課題やニーズを発見し 予防していくことも必要である。そのためにも高齢者や独居家庭の訪問を定期 的に続けていく。

DV被害者からの相談は、諸問題を含んでいることを勘案しながら、地域の関係機関と緊密に連携し、被害者の保護・自立支援を進める。DV対策の推進として、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施する。

# 平成30年度 特設人権相談計画表

易所 月	4	月	5	月	6	<b>月</b> │	7	月	8	月	9	月	10	月	11	月	12	月	1	月	2	月	3	月
今田まちづくりセンター															71	8								
(第1水曜日PM)											********						**********				1			
13:30~16:00																								
西紀支所					7日																			
(第1木曜日PM)																								
13:30~16:00																								
予南健康福祉センター	6 E	1	4 (	3	1日		6	3	31	日	7	日	51	3	21	3	7	日	4	日	1	日	1	日
(第1金曜日AM)			閉	<b>□</b>																				
9:00~11:30			1911																					
城 東 公 民 館	19	Ε																	ļ		ļ			
(第3木曜日PM)																								
13:30~16:00																		_						
ハートピアセンター					~~~~												20	円						
(第4木曜日PM)																								
13:30~16:00	07		٥٦		005		0.7	_	0.4		0.0		0.0	_	0.2		0.1	_	0.5		0	<u>. П</u>	0.0	_
篠山市民センター (第4金曜日AM)	27		25	<u> </u>	22 E		27	<u> </u>	24	· <b>口</b>	28	II	26	<b>ப</b>	23	Е	21	<u> </u>	25	5日	2	2日	22	- 口
9:00~11:30															閉	没								
篠山市役所人権推進課	11	П	91	7	13E		11	В	15	Я	12	В	10	В	14	В	12	П	۵	日	1	3日	1.3	日
(第2水曜日AM)			91	<del></del>	101			<b></b>	閉設		1 4	Н	10	<b>H</b>		<b>—</b>	1 4			<b>H</b>		UП		' Н
9:00~12:00									ia] ix    ショの7															

| 開設(テカン ショのため) | は、行政・人権・心配ごと相談 | は、人権相談

# 口 男女共同参画

### 1 施策の目的

家庭や地域、職場等の各分野において男女共同参画を進めることで、男性も女性も それぞれの特性を生かし、男女が共に気兼ねなく活躍でき、充実した暮らしが営める 関係づくりをめざしている。

また、家庭や地域、職場等における男女の固定的役割分担等を見直すことにより、地域の活性化を育み、さらには市全域における男女共同参画社会の実現に繋げていく。

# 2 事業の概要

# (1) 男女共同参画センター

男女共同参画の推進や啓発を行うため、各自治会男女共同参画推進員を対象に、 さらには一般市民への参加者呼びかけを行いながら、講演会の企画運営を行ってい る。セミナー等事業の実施については、ホームページや市広報、市内全域にチラシ 配架し、広く周知することに努めている。

また、女性のための働き方セミナーや個別相談会も実施し、女性活躍に向けた啓発や支援を行う。

# ア 男女共同参画講演会

日時:未定(7/6大雨警報発令のため延期)

場所:篠山市民センター2階 催事場1・2

演題:ともに暮らすを考えよう ~家庭と地域における男女共同参画から~

講師:栗木 剛 さん(motto ひょうご 事務局長)

参加者: 名(男女共同参画推進員、一般市民)

イ 性的マイノリティ(男女共同参画)研修会

日時:平成30年7月3日(火) 15:00~16:50

会場:篠山市民センター2階 多目的ホール

演題:学校で配慮と支援が必要なLGBT の子どもたち

講師:日高庸晴さん(宝塚大学看護学部 教授)

参加者:約80名(小·中·特別支援学校養護教諭、人権教育担当教諭、一般市民) ※教育委員会位置付け:篠山市養護教諭·人権教育担当者等研修会

ウ 「出張!女性の働き方セミナー」(県男女共同参画センターとの共催事業)

目的: 再就職や起業をめざす女性や、今後の自らの働き方やライフプランを考えたいという女性などを対象に、不安解消や第一歩を踏み出すきっかけにつながるよう、働く上での心構えやスキルについて講師から助言を得るとともに、同じ悩みを持つ者同士が意見交換できる機会を提供する。

日時:平成30年10月5日(金)10:00~11:30

場所:篠山市民センター研修室2

テーマ:「お客様が集まる」文章づくりセミナー

講師:内橋麻衣子さん(エルソル広告相談所代表 コピーライター) 募集定員 8名 託児あり

エ 出前チャレンジ相談(県男女共同参画センターとの共催事業)

目的:再就職や起業、地域活動など新たなチャレンジをめざす女性や今後の自らの働き方やライフプランについて考えたいという女性などを対象に、課題解決や不安解消につなげる個別相談の機会を提供する。

日時:平成30年8月20日(月)9:30~12:20

(1 コマ 50 分×3 コマ)

場所 篠山市民センター1階 研修室1

講師 深田由香さん

2級キャリア・コンサルティング技能士、産業カウンセラー

募集定員 3名 託児あり

オ 情報誌『フィフティだより』 年3回発行

### (2) 女性委員会

女性委員のみで構成された委員会として市政の各分野に対して女性の感性を活かした提言を行うことで「男女共同参画社会実現」を進めることを目的としている。

また、女性として自らの研鑽に努めるほか、女性問題や市政における女性の役割等についての調査研究、意見交換等を行い提言につなげている。

第9期女性委員を公募し、7人で昨年8月から始動した。

篠山市の人口をいかに維持していくのか、まちの活力をどう保っていくのか、 という視点で「来て、みて、住んで 魅力ある篠山」を仮の調査研究テーマに設 定し、平成31年7月に市長へ提言する。

### (3) 女性問題相談事業

男女共同参画センターでは、相談業務も行っている。結婚や離婚問題、配偶者からの暴力(DV)など、主に女性が抱え込みやすいトラブルに対して、相談員が電話や面談で相談に応じている。現在のセンターの場所は、相談者の安全とプライバシー保護の観点から人目に付きにくい市役所内でありながらも、教育部局・福祉部局等と緊密な連携ができ、市民が安心して相談できる環境づくりを行っている。また、DV相談啓発カードを女子トイレ内にも配架し、見やすいようにしている。

# 平成29年度女性委員等の登用率

平成29年度兵庫県男女共同参画施策推進状況調査より抜粋 平成29年4月1日現在

# 1 首長、自治会長等の状況

市区長	1	名	(女性	0	名	男性	1	名)
副市区長	1	名	(女性	0	名	男性	1	名)
自治会長	261	名	(女性	3	名	男性	258	名)

# 2 審議会等委員への女性の登用目標

目標値	有	(	平成 33 年度	までに	30	%)		無
-----	---	---	----------	-----	----	----	--	---

目標設定の対象である	審議会等数	65	うた	女性禿号のい	る家議会	<b>生</b> 粉	50			
審議会等における女性	<b>台</b> 俄云守奴	審議会等数 65 うち 女性委員のいる審議会等数								
委員の登用状況	総委員数	1,060	うち	女性委員数 246 女性委員比率(%)						
目標設定の対象である	法律又は条例	により、	市長そ	その他の執行機	関が設置	する附属機関及びこ	れに			
審議会等の範囲	準ずる機関									

# 3 公務員の管理職の在職状況

		AT THE THE ALL MA			女性管理職の	の内訳	
		管理職総数	うち女性管理	女性比	部局長相		
		(人)	職数 (人)	率(%)	当職	うち女性	女性比率
		(A)=(C+D+E)	(B)=(F+G+H)	(B/A)	(人)(C)	数(F)	女住儿华
	計	73	12	16.4	11	0	0.0
	うち一般行政職	54	10	18.5	9	0	0.0

		女!	生 管 理	職の	内訳					
	次長相当	職		課長相当職						
	(人)(D)	うち女性数(G)	女性比率	(人)(E)	うち女性数(H)	女性比率				
計	5	0	0.0	57	12	21.1				
うち一般行政職	1	0	0.0	44	10	22.7				

# 4 職務上の地位別職員在職状況

	課長補係	左相当職		係長相当	職	
	(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数	女性比率
計	36	1	2.8	117	27	23.1
うち一般行政職	21	1	4.8	84	16	19.0

# □ 人権啓発活動地方委託事業(法務省から県経由の委託)

## 地方委託事業の法的根拠

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、必要な措置を定める「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)が、平成12年12月に公布・施行され、同法第9条は、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」と規定している。

## 人権啓発活動地方委託事業の目的

人権啓発活動地方委託要綱第2条に「啓発活動は、人権尊重思想の普及高揚を図り、 地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資 することを目的とする」と定めており、この趣旨に基づいて実施されている。

## 篠山市の人権啓発地方委託事業

篠山市では、「地域人権啓発活性化事業」として「人権の花運動」、「デカンショ祭 人権PR運動」および「人権啓発発表会(人権フェスタ in ささやま)」の3事業を実 施している。

事業実施にあたっては、神戸地方法務局柏原支局の事務的な助言、柏原人権擁護委員協議会(篠山市地区委員会)の各委員と連携し、相互協力のもと実施している。

## 1. 人権の花運動

小学校2校、幼稚園2園の各児童園児を対象に毎年実施する。

事業の目的は、児童・園児自身が、友だちと協力しながら花を育てることを通じ、 生き物を大切にする心、優しさや思いやりの心を育み、人権尊重思想を涵養してい く。

作業については、人権擁護委員が主となって児童・園児とともに苗を植え、それ ぞれの発達段階に応じた人権啓発の講話を行う。

### 平成30年度実施状況「人権の花運動」

城北畑小学校6年 28名 5月15日(火) 古市幼稚園年少・年長 28名 5月15日(火) 八上小学校3年 19名 5月16日(水) 今田幼稚園年少・年長 37名 5月17日(木)



### 2. デカンショ祭人権PR活動

デカンショ祭会場において、広く市民や来場者の人権意識の高揚を図るため、法務局支局員、人権擁護委員協議会とともに啓発活動を実施する。啓発物品として、メッセージ入りの「啓発タオル」(法務局はうちわ)を作成し配布する。総踊りには、協議会として参加し「人権まもる君、あゆみちゃん」の着ぐるみで啓発活動を実施する。

# 平成30年度取組予定状況「デカンショ祭人権PR活動」

8月15日(水) 15時~19時 デカンショ祭周辺会場で実施 人権啓発タオル1500枚、人権啓発うちわ400枚(法務局作成)配布 人権擁護委員参加





# 3. 「人権フェスタ in ささやま」

人権週間(毎年12月4日~10日)に合わせて開催している人権フェスタも、 今年度で16回目を迎える。

講演会、人権擁護委員協議会や解放子ども会、市内各小中学校、各種団体の展示・ 発表の場として、イベント的な人権啓発発表会としている。市人権・同和教育研究 協議会の研究大会と連携し、同一日の開催として集客性向上を図っている。

# 平成30年度取組予定「人権フェスタ in ささやま」

「人権フェスタ in ささやま」市同教研究大会と同時開催

☆メインイベント 平成30年12月1日(土) 10時30分~16時15分

四季の森生涯学習センター周辺

- ○あいさつ運動啓発ポスターコンテスト入賞者表彰
- ○市内中学生人権作文受賞者表彰・発表
- ○基調講演 「講師、内容未定」 部落差別解消に向けた取り組みの具体化
- ○市同教分科会

### ☆作品展示 平成 30 年 11 月 27 日~12 月 2 日

- ○市内小・中・特別支援学校 「感謝の手紙を届けよう~あなたに贈る『ありがとう』展」
- ○あいさつ運動ポスター展及び写真展 など

# 口 住民学習

### 1 施策の目的

自治会における住民学習は、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための学びの場、 気付きの場として、積極的に取り組んでいく。また、この住民学習を通して、お互い のことを正しく理解し、お互いを認め合うことで、地域の一人ひとりが大切にされる 住み良い地域社会をめざしていく。

30年度の学習テーマは、「女性の人権」。家庭や地域、職場等で、女性だから、男性だからという性別を根拠とする固定観念がまだまだ残っているように思われる。性別に関係なく、個人の特性を生かして、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現をめざして、「女性の人権」についての学習を推進していく。

# 2. 事業の概要

# (1) 人権学習会:さまざまな人権課題をテーマに学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加あり)

さまざまな人権課題の中から、本年度は「『女性の人権』~ともに輝ける社会を めざして~」のテーマを取りあげる。

# (2) 自主学習会: 自治会の地域課題等を取り入れた学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加なし)

少子高齢化が進む地域の中で互いに支え合い・助け合うことの大切さを共通認識する中、各自治会が抱える地域課題を人権の視点から選択し、地域にあったテーマを取り組んでもらう。

### (3) 平成29年度住民学習実績

ア 人権学習(障がいのある人の人権)

実施自治会数 237 実施率 90.8%(昨年 235 自治会 実施率 90.04%)

# イ 自主学習

実施自治会数 189 実施率 72.41%(昨年 174 自治会 実施率 66.67%) 自主学習の内容は、「住もう帰ろう運動」が、114/189 と最多。

篠山市の課題である定住促進、人口減少などに活発な意見交換ができた。

# ウ 啓発冊子

次年度の住民学習テーマに即した啓発冊子を全戸に配布し住民学習会への参加を 促した。

### (4) 研修会の開催

ア 「篠山市民人権のつどい~人権啓発研修会~ 」

年度はじめに、各推進員及び市民対象に開催します。人権啓発推進員(助言者)の委嘱状交付、講演等。内容は、住民学習のテーマに沿った「女性の人権」。

日 時: 平成30年5月2日(水) 19:30~21:00

会 場:四季の森生涯学習センター大ホール

内 容:人権啓発推進員へ委嘱状代表交付参加者

演題「ジェンダーで読み解く現代社会」

講師 石元清英さん (関西大学教授)

参加者:283名(人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、市職員、一般)



# イ 事前研修会

5月中旬から6月中旬にかけて8会場で開催。各推進員(人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、住民学習支援員)が対象。

日 時:平成30年5月9日~6月8日 19:30~21:00

会 場:市内8会場

内 容:平成30年度住民学習の目標

研修 篠山市人権教育指導員 細見秀司

提案テーマ「女性の人権」 - ともに輝ける社会をめざして-人権啓発DVD視聴 「あした咲く」36分

住民学習の進め方、事務手続き

### ウ 人権講演会

多様な人権課題をとりあげ、篠山市民対象に講演会等を開催します。

#### 第1回人権講演会

日 時:平成30年10月30日(火)19:30~21:00

会場:篠山市民センター 2階 多目的ホール

演 題:「認知症高齢者の人権に配慮したケアの方法について

~認知症ストーリー・ケアのすすめ~」

講師:渡辺哲雄さん(NPO法人東濃成年後見センター理事長)

参加対象者:人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、市職員、一般市民

第2回人権講演会 内容未定 時期平成31年2月ごろ予定

参加対象者:人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

エ 地区主催の人権・同和教育研究大会の推進

地区単位の住民学習の場として、主体的な開催を支援します。

主催:地区自治会長会、まちづくり協議会、実行委員会など

共催:篠山市、篠山市教育委員会、篠山市人権・同和教育研究協議会、

柏原人権擁護委員協議会篠山市地区委員会

# □ ふれあい館

### 1 施策の目的

ふれあい館は、篠山市立ふれあい館に関する条例第1条に「地域社会における福祉 の向上及び人権啓発における住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして、同 和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための各種事業を実施する」と規定されて おり、市内に5館(畑、日置、西紀、味間、古市)設置している。

ふれあい館では、

- (1) 地域の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 各種学習、講座及び相談に関すること。
- (3) 自主的、組織的活動の促進に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他必要な事業

を実施している。



名称	位置	開設年月日	館長	相談員(指導職員)	総括
畑ふれあい館	菅地内	S46.4.1	1	1	
日置ふれあい館	西荘地内	S54.4.1	1	1	
西紀ふれあい館	川西地内	S54.4.1	1	1	1(本庁勤務)
味間ふれあい館	中野地内	S50.4.1	1	1	
古市ふれあい館	牛ケ瀬地内	S55.4.1	1	1	

# 2 事業の概要

## (1) 相談事業

個人情報の保護を原則として、住民の人権や生活上のさまざまな相談を受けている。関係機関と密接な連携と相互協力を図りながら、問題解決にあたる。信頼関係を築きながら必要に応じて巡回訪問等を随時行う。

相談日:月~金曜日(祝日除く) 9:00~17:00

### (2) 地域交流事業

地域住民相互の交流・促進を図るとともに、人権意識を高めながらあらゆる差別 の解消を目指す。納涼大会、視察研修、各種教室(書道、パソコン、点訳、舞踊な ど)など

# (3) 地域福祉事業

地域におけるさまざまな生活上の課題解決に努めるとともに、日常生活に役立つ 事業を展開する。食生活改善事業(健康料理教室)、健康教室(デカボー体操)、 友愛訪問活動、グランドゴルフ、かご作り教室など

### (4)調査研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を 研究する。

### (日置ふれあい館)

篠山藩が出した様々な差別政策を検証しながら、約200年前に書かれた『西誓寺文書』を解読し、当時の被差別民衆の暮らしの一端を垣間見ることにより、これまで言われていたような被差別民衆への抑圧や苦しめられてきたなどという歴史観から、したたかに活き活きとした暮らしの「新たな部落史観」への転換を求める。

## (5)人権啓発・広報活動

ふれあい館だより(月1回)を発行し、人権問題に関する啓発や館事業の紹介、生活上の諸問題に関する情報提供などを行いながら、地域住民の意識啓発を行う。

## (6)運営委員会等

各ふれあい館の円滑な運営を図るため、運営審議会及び運営委員会を設置し、ふれ あい館の運営や各種事業について協議する。審議会年1回、委員会年2~3回。

運営委員にふれあい館の設置目的や役割、求められていること等を学習してもらう 研修会を開催。

# 30年度研修会

日 時 平成30年8月22日(水) 19:30~21:00

場 所 篠山市民センター催事場

テーマ 「篠山の歴史と人権史跡」

講 師 今井 進 さん(篠山市古文書研究会代表)

参加者 ふれあい館運営委員、一般市民

# (7)部落差別解消推進法に関わる取り組み

#### ア 相談事業

相談事業については、これまでから生活上の各種相談、人権に関わる相談等、各関係機関との密接な連携と相互協力を図り、地域住民と信頼関係を深めてきた。「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに相談体制の充実を図る。人権推進課職員及びふれあい館の職員対象の研修を行ったり、市外のさまざまな研究大会等に参加したり、スキルアップを図る。

また、これまで実施しています訪問活動についても、引き続き積極的に行い、 相談者に寄り添うふれあい館をめざす。

### イ 啓発活動

人権・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた啓発・広報活動については、毎月発行しています館だよりなど、積極的に展開しているが、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに意識の高揚を図る。平成30年度においては、部落差別解消推進法を周知するリーフレットを作成し啓発に努めていく。

# 口 児童館

### 1 施策の目的

児童館は、「児童福祉法第 40 条」に規定されている児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。丹南児童館は、この目的に沿い、「遊びを通した子どもの育成」「家庭の子育て支援」「地域の子育て環境づくり」を柱としながら児童の健全育成の拠点としての役割を担っている。

児童のもつ要求をとらえ、それに対応する中で、創造性豊かに情操を高め、健康 増進を図るために、次のとおり目標を定める。

- (1) 遊具や施設の提供を通じ、利用する児童の生活規律を養う。
- (2)遊びを通して協力しあえる人間関係を育て、豊かな情操と健全な心身を養う。
- (3) 母親クラブ・子ども会の拠点施設として、地域団体などとの密接な連携と相互協力を図る。
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・学校・地域・関係機関との連携を図る。
- (5) 有益な伝統文化を継承しながら、それを活用し児童文化の向上を図る。

# 2 事業の概要

### (1) 各種事業

事業名	実施時期	実績 (H29)	活 動 内 容
児童相談	随時	28件	家庭における子どもの養育上のいろいろな悩み事 について相談事業を行う。
広報活動	随時	66回発行	養育上の情報を提供し館の事業内容などについて知らせる (広報紙、館だより他)。
図書の充実	随時	33冊購入	図書を充実するとともに本に親しむ場づくりを行い、読書をとおして豊かな情操を培う。
なかよし学級(0歳~就学前)	週1回など 8事業	30回、延べ93 5人参加	集団の中で色々な体験をし、遊びを通して仲間づくりを進め、幼児の自主性・社会性を育てるとともに親子の触れ合いの場づくりと幼児教育の知識を習得する。おはなし広場、つくしんぼ広場、つくってあそぼう、うたってあそぼう♪など。
交流活動	8事業	14回、延べ85 0人参加	近隣地域の小学生を対象に、子どもたちと高齢者等と地域ぐるみの交流をとおして、仲間づくりを推し進め、心身共に健やかな児童を育てる。視察研修(潮干狩り)、地域交流夏まつり、こども日帰りキャンプ、食育クッキング、冬のお楽しみ会、進級おいわい会、子ども教室、TCまなびの広場。

### (2) 地域組織活動の育成

- ・中野母親クラブ、子ども会の地域組織活動の育成助長
- ・ささやま子育てふれあいセンター・たんなん子育てふれあいセンター利用の 親子の育成助長 (すずらんグループなど)

# 【中野母親クラブ】

### ☆趣旨

家庭における児童の健全な育成を図るために、行政機関及び児童厚生施設などの活動とともに、地域住民の積極的な参加による地域組織活動が必要であり、そのため母親クラブ活動の一層の推進を図ることにより、家庭における児童福祉の向上に資するものである。

# ☆活動内容

- ① 児童の事故防止のための活動
- ② 児童育成に関する研修活動
- ③ 親子および世代間の交流活動
- ④ 児童福祉に寄与する活動 (読書活動)
- ⑤ その他

平成29年3月に県知事から「ひょうご子育て応援賞」を受賞





# □ 平和活動推進事業

20世紀は戦争の世紀で、1年とて戦争の無かった年はありません。 「戦争は、最大の人権侵害である」と言われるように、人権の定義は様々あるが、 「生きること」をまず大前提としており、「生きる権利」を奪われる戦争が大きな 人権侵害であることは言うまでもない。

1 世界平和アピール七人委員会(下中財団との連携)

平成23年度に、世界平和アピール七人委員会の提唱者である本市今田町下立杭 出身の下中弥三郎氏(1878~1961年 平凡社創設者)の没後50年になることから、 政令市等で開催していたフォーラムを篠山市で開催した。その後、毎年度篠山市で 平成和講演会を開催している。





平成29年度講演会

日時:平成29年9月29日(金) 19時30分から21時30分

場所:篠山市民センター 多目的ホール

1部 講演「憲法の力、音楽の力」

講師:池辺晋一郎さん(世界平和アピール七人委員会委員)

2部 パネルディスカッション

テーマ:「『音楽の力』による ひとづくり まちづくり」 パネリスト 池辺晋一郎さん、竹内和男さん(篠山混声合唱団)

萩森学さん (メロマン室内管弦楽団)

畑中さとるさん(城南小学校)田端美佐さん(篠山東中学校)

コーディネーター

小沼通二さん(世界平和アピール七人委員会委員)

参加者:127名

### 平成30年度講演会

日時:平成30年9月28日(金)19時30分から21時30分

場所:篠山市民センター 多目的ホール

講師:小沼通二さん(物理学者、世界平和アピール七人委員会委員)

演題:「物理学者として平和を考える」(仮)

世界平和アピール七人委員会は下中氏が1955年(昭和30年)に提唱し、7人の知識人により結成された。同会は、政治的に無党派で無関係な立場で世界に平和を訴える会として結成された。同会に加わる条件は、1. 実際の政治にタッチしていない人(政治家でないこと) 2. 自由人で民主主義陣営の人 3. 世界的に平和運動を行い得る人、の3つ。

# 2 平和パネル展

8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、市民に平和の意義を啓発するため、被爆の実相をパネル化した「平和パネル展」を実施しており、パネルは神戸市内の労組から毎年借用している。被爆の実相、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを来庁する市民に啓発する。

展示期間:平成30年8月1日~8月7日

展示場所:市役所市民ホール





### 3 平和図書コーナー

8月1日から7日の7日間中央図書館において幼児から小・中学生を中心に平和についての理解と関心を深めてもらえるよう、平和に関する主な書籍を配架する。





## 4 非核平和都市宣言

唯一の被爆国として、核兵器の非人道性と戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、本市では平成21年2月19日に「非核平和都市宣言」を制定した。

# ロ あいさつ運動

## 1 施策の目的

篠山市における人権を尊重したあたたかいまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域や職場等において、相手を認め合うあいさつ運動の推進に取り組むこととする。

その目的は、「一人ひとりが大切にされ、地域コミュニティが充実した面識のある地域社会を形成する」ことにある。

「地域住民がお互いを知っている。一人ひとりを大切に思い理解し合っている」 社会を"面識社会"と言い、地域の連帯を深める"あいさつ運動"が、青少年の健 全育成だけでなく、防災や災害時の減災、子どもの安全、地域の防犯にも効果的で あると言われている。

あらゆる場面においてコミュニケーションの基本はあいさつから始まることから、市民あげてのあいさつ運動に取り組むことで、全ての市民が元気で明るい毎日を過ごせる安心・安全なあたたかいまちづくりを展開していく。

# 2 事業の概要

(1) いいあいさつの日

毎月1日、11日、21日に市職員が「啓発のぼり」を持ち、駅、商業施設、 各小中および特別支援学校に出向いて街頭啓発活動に取り組んでいる。





### (2) あいさつ運動強化週間

「あいさつ運動」をさらに多くの市民に周知し、あいさつの重要性を啓発するため、強化週間を設けて、様々な取り組みを実施する。

春 平成30年5月14日(月)~20日(日)

冬 平成30年11月26日(月)~12月2日(日)

# ア 朝の取り組み

平日朝 (おもに 7:30~8:10)

【春】市役所取組み市内 9 か所、地域団体取組み 26 団体

イ 市役所での取り組み

各部署で「あいさつリーダー」各1名配置 全職員が「あいさつ行動宣言」を作成し名札の下に着用

ウ 地域や職場へ広める取り組み

自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、学校及び PTA へ依頼文書及び チラシ送付。市広報紙、市ホームページに掲載。



# (3) あいさつ啓発ポスターコンテスト、作品展、表彰

第16回「人権フェスタ in ささやま」展示イベント会場(11月27日~12月2日)で展示を行う。「人権フェスタ in ささやま」メインイベント(12月2日)において入賞作品の表彰を行う。

## (4) あいさつ運動推進事業補助金

啓発に有効な対策を講じる団体(校区、自治会等)に対し、運動に要する資機材等への補助金(上限3万円)を交付する。10件予定。

### (5) おはようカード

春と冬の強化週間に合わせて、市内の小学校及び特別支援学校小学部を対象に「おはようカード」を使った取り組みを29年度に引き続き実施する。

# 口 差別解消に向けた取り組み

### 1 インターネットモニタリング

## (1) モニタリングの目的

インターネット上の掲示板等をモニタリングすることで、本市に関わる差別書き 込みに対して拡散防止に努めるとともに、差別事象に対する初動体制の確立を図る。

## (2) モニタリングの実施場所等

場所:篠山市役所第2庁舎1階人権推進課内

時期:毎月第4月曜日午後1時から3時まで(祝日の場合は次の平日に実施)

モニタリングを実施する掲示板等

「2ちゃんねる・5ちゃんねる」、「爆サイ」など

モニタリングの範囲:篠山市、篠山市民に関わる人権侵害にあたるすべての差別 書き込みのうち、被害者が特定、判明できるものを対象とする。

## (3) モニタリングの実施方法

検索用語:「篠山 部落」「篠山 同和」「篠山 在日」など モニタリングが終了したら、実施内容を実施報告書にまとめて人権推進 課長に報告する。

### (4) 人権侵害に該当する差別書き込み基準

篠山市(地名含む)、篠山市民で被害者を特定できる差別書き込み

### (5) 差別書き込みを発見した場合の対応

該当ページを印刷及びデータ保存し、人権推進課長及び市民生活部長に報告する。 特に悪質と思われる案件については、市長等に報告する。

人権推進課長及び市民生活部長の了承の後、削除要請を行う。

神戸地方法務局柏原支局へも削除要請を行った旨の通知を行う。

犯罪性が疑われる差別書き込みについては、篠山警察署へ連絡する。

被害者が特定でき、連絡先が明らかな場合は、被害者への連絡を検討する。

その他、市民生活部長は、必要に応じて関係者に意見を聞くことができる。

### (6)削除要請方法

各掲示板等の削除要請基準に従って行う。

### 2 部落差別解消推進法への取り組み

市民への周知を行うためリーフレットを作成する。30,000部作成。全戸(H30.10)、住民学習会(H31)及び人権講演会等に配布する。

# 口 多文化共生教育

学校教育課

## 1 施策の目的

人権教育の視点を大切にした多文化共生教育を計画的に推進するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、兵庫県事業の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の外国人児童生徒指導補助員(フォリナーサポーター)を派遣し、個々の子どもたちの実態に応じた学習・生活面での支援を展開する。

# 2 事業の概要

母語が外国語であり、日本語指導を必要とする児童生徒等に対して、学校生活への早期適応を促進すること(児童生徒と学校、学校と家庭とのコミュニケーションの円滑化、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど)を目的として、対象児童生徒の在籍する学校へ、兵庫県教育委員会の設置する子ども多文化共生サポーターや篠山市の設置する外国人児童生徒指導補助員を派遣する。

# (現 状)

対象児童生徒に対するサポート及びその保護者に対する通訳などを行い、早期 の生活適応及び学習支援を実施している。

なお、県及び市のサポーターは在留期間により派遣回数等を定めている。

### (課題)

家庭内言語が母国語である日本生まれ日本育ちの児童に対して日本語初期指導を十分にする必要がある。

### 平成30年度において

対象児童生徒の在籍する学校にサポーターを派遣し、学習生活面の支援を 行う。

また、対象児童生徒が転入してきた場合は、迅速にサポーターを派遣できるよう努める。

# 平成29年度 対象児童生徒への派遣状況

県:多文化共生サポーター

平成30年3月末現在

市:外国人児童生徒指導補助員

篠山市教育委員会 学校教育課

配置校	対象児童	任用	言語						ì	派遣回数	女					
配直仅	生徒数	江川		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城北畑小学校	2	市	中国語	3	3	5	2		4	4	3	3	3	4	3	37
	3	市	ポルトガル語	14	15	19	11		17	17	16	11	12	14	14	160
岡野小学校	1	県	フィリピノ語	6	4	2										12
	1	市	フィリピノ語	9	12	15	9		13	14	12	10	8	12	10	124
西紀南小学校	3	県	ポルトガル語						9	8	9	8	6	11	8	59
口心田分寸人	<u> </u>	市	ポルトガル語	5	4	5	4	1	8	8	6	9	7	9	7	73
	4	市	ポルトガル語	8	8	9	5		10	13	14	10	14	15	14	120
味間小学校	1	市	中国語	3	6	9	5		8	8	8	6	6	7	5	71
	1	県	ネパール語						4							4
	2	市	ポルトガル語													0
篠山中学校	3	県	中国語	3	2	2										7
	<u> </u>	市	中国語	3	4	4	3		5	3	4	4	4	4	3	41
西紀中学校	5	県	ポルトガル語	9	12	12	8		4	5	11	9	6	11	5	92
	0	市	ポルトガル語	33	29	34	24	2	24	33	34	28	25	33	30	329
	3	県	ポルトガル語			10	7	5	8	8	7	4				49
丹南中学校	J	市	ポルトガル語	11	13	11	8		11	10	8	7				79
	1	県	ネパール語						1							1
篠山養護学校	1	市	ポルトガル語	3	5	5	4	1	4	4	5	4	3	4	5	47
	合 計			110	117	142	90	9	130	135	137	113	91	120	99	1,305

※保護者との懇談、家庭訪問等も含む

# 口 児童生徒の人権学習

学校教育課

# 1 施策の目的

児童生徒の人権意識を高め、様々な人権課題の解決に向けて、積極的に取り組むことができる児童生徒を育成する。また、教職員の人権感覚や指導力の向上を図る。

## 2 事業の概要

各校において児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権学習を校内の年間計画に位置づけ、全ての教育活動を通じて、自分や他者の大切さを認めることができる態度や資質の向上を図っている。

教育委員会においては、毎年、人権教育研修会を開催しており、昨年度は、「部落差別解消推進法と学校教育のあり方」について、三木市人権・同和教育協議会副会長春川政信先生の講演を実施した。市内学校の人権教育担当、経験5年目未満の若手教職員、教育委員会事務局職員が参加し、部落差別の解消に向け、学校教育の担うべき役割について学んだ。本年度は7月3日に養護教諭研修会と兼ね宝塚大学看護学部教授日高庸晴先生に「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」の演題のもと研修会を実施した。

平成26年度から昨年度までの3年間、岡野小学校が「日本語指導研究推進校」として、兵庫県教育委員会から指定を受けた。さらに平成29年度からは、「先導的実践研究校」として、岡野小学校が文部科学省から指定を受け、従前の研究に続き、「日本語指導が必要な児童の学力保障に係る支援の在り方について」研究を進めるとともに、「新たな課題に対応した人権教育研究推進校」として、西紀南小学校が県教育委員会から指定を受け、「人権を大切にし、互いの良さや違いを認める、豊かな心をもった児童の育成」を研究主題とし、外国人児童の受け入れ態勢、学習指導、心のケアの充実に取り組んでいる。

また、人権推進課で実施されている「感謝の気持ちを届けよう~あなたに贈る 『ありがとう』展~」に協力し、加えて中学校においては、市内の全生徒が人権 作文コンテストに取り組んだ。

### (現 状)

各校においては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育課程に位置付けるとともに、主に道徳の時間や社会科、総合的な学習の時間、特別活動の時間に取り組んでいる。自分の人権を守り、他者の人権を守るための意識・意欲・態度の育成を目指して取り組んでいる。今年度も、岡野小学校や西紀南小学校が国や県からの指定を受け、市内の中核となって、日本語指導の充実、外国人児童の支援に係る人権課題の研究に取り組んでいる。今後は、その研究成果を市内学校に還元していく予定である。

### (課題)

いじめ等の未然防止を図るため、法・条例や行動指針を踏まえ、今後一層人権教育に力を入れて取り組むことが必要である。昨年度、「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定を受け、「篠山市子どものいじめ防止等に関する行動方針」を改定した。また、教職員の研修を通して、人権問題についての理解と意識の高揚を図り、学校が人権文化あふれる環境となることが重要である。

### 平成30年度において

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えながら、個人的な人権課題 及び新たな人権課題についても取り組んでいく必要がある。インターネット による人権侵害、いじめ、外国人等の問題など、有意義な研修を計画・実施 し、教職員の意識向上を図る。

# 篠山市教育委員会学校教育課

# 人権教育研修会の実施状況

篠山市教育委員会主催

年 度	研修内容	講師						
平成23年度	講 義 「部落問題を人権課題にどう位置づけるか」	上长 物/周亚十尚建体)						
平成24年度	講 義 「同和問題の起こりと人権教育」							
平成25年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	松浦明日香教諭(城南小学校・県人権教育資料作成委員)						
	講 義 「新たな課題に対応した人権教育の推進について」	桑原 浩(たつの市人権教育資料編集委員)						
平成26年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木美景教諭(今田中学校·県人権教育資料作成委員)						
	講 義 「篠山市における人権教育の取組や歩みについて」	森本正己(篠山市人権・同和教育協議会会長)						
平成27年度	講 義 「兵庫県における人権教育の取組や歩みについて」	北山哲史(丹波市人権・同和教育協議会事務局長)						
	講義・実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木美景(学校教育課指導主事)						
平成28年度	講義「外国人の子どもの指導や支援のあり方について」	臼井智美(大阪教育大学准教授)						
	実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」 各校の活用状況について交流	荒木美景(学校教育課指導主事)						
平成29年度	講演「部落差別解消推進法と学校教育のあり方」	春川政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)						
平成30年度	講演「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」	日高庸晴(宝塚大学看護学部教授)						

# □ 事前登録型本人通知制度

市民課

# 1, 施策の目的

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

## 2. 事業の概要

平成25年度から「篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」(以下、本人通知条例)及び「同条例施行規則」に基づき制度の運用を開始し、平成27、28年度には、登録しやすい環境づくりに向けて条例や規則の改正を行うとともに、人権フェスタなどで臨時窓口の開設を行いました。平成29年度には、各自治会等で行われます住民学習会において制度説明と申出書の預かりを行い登録者数の増加に努めるとともに不正取得の更なる抑止を図るため本人通知条例と個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定を行いました。

# ※本人通知制度に関する市の動き

平成25年 4月 事前登録型本人通知制度を開始

毎年5月 PRを含む冊子「21'生き方の創造」配布

平成27年11月 有効期限の撤廃や全戸籍を対象とするなど登録しやすい環境づくりと効

果的な制度とするため「条例」及び「規則」を改正

平成29年 6月 本人通知条例及び個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定

平成29年度 自治会ごとの住民学習会において制度説明と申出書受付

平成30年度 篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正

※制度改正等について、部落解放同盟篠山支部連絡協議会との行政交渉

※臨時窓口開設・・人権フェスタや人権講演会など

※先進地事例研修・・京都市、加東市、三木市、芦屋市、福知山市、貝塚市、豊中市

### 3. 現状

平成30年3月末現在「参考:平成29年12月末現在」

事前登録者数:1050名 [1030名] 本人通知者数: 150名 [ 113名]

### 4. 今後の取り組み

PR冊子の配布や人権フェスタ等での臨時受付窓口の開設、自治会ごとの住民学習会において説明及び受付を行い、登録者数の増加に努めるとともに不正取得の抑止を図っていきます。あわせて、今後も制度の充実を図るため、近隣自治体の動向を調査・研究を行いながら関係団体とも協議し、より良い制度の運用に向けた検討を行います。

# 口 外国人住民支援

市民協働課

### 1. 事業の目的

篠山市では、現在、694人の外国人住民が住んでいる。篠山市総合計画で掲げている「人・自然・文化が織りなす食と農の都」を実現するために、日本語の理解が困難で日常生活に支障がある外国人住民に対し通訳者を派遣、または、相談窓口を開設して、だれもが住みやすく明るい地域社会の構築に寄与することを目的としています。

## 2. 事業概要

- (1) 外国人住民生活支援通訳ボランティア派遣業務
  - ・言 語 タガログ語、中国語、ポルトガル語、英語、韓国・朝鮮語等
  - ・利用料 無料(市街の場合、交通費実費)
  - ·利用方法 事前予約
  - ・利用時間 1回2時間まで(原則) (現状)

平成29年11月末で52件の派遣依頼があり、1件タガログ語の依頼はあるものの、その他は全てポルトガル語の依頼であった。相談内容については、医療相談・通訳、行政申請手続きが大半を占めています。

特に、医療相談・通訳については、休日・夜間を問わず急な依頼が多いが、対応しています。

行政機関(市)では、外国人住民が安心して生活できるように、生活ガイドブックやごみカレンダー等を作成、また、NPO 法人篠山国際理解センターと連携して、庁内関係課連絡会議を開催しています。

- ◎外国人住民支援庁内連絡会:9月6日実施
- ◎庁内連絡会分科会:通訳派遣の交通費について:11月27日実施
- ◎防災訓練(篠山地区):9月3日実施

### (2) 外国人住民支援相談業務

- ・相談言語 タガログ語、中国語
- ・相談場所 特定非営利活動法人篠山国際理解センター
- ・相談日時 毎週水曜日 午前9時から正午
- •相談料 無料

(現状)毎月20件ほどの相談を受けている。主に、医療関係の相談が多く、ほとんどがポルトガル語での相談です。

# 《今後の課題》

1. 近年、市内企業による外国人雇用等の拡大により、ベトナム人の在住者がこの 1 年で約 2 倍に急増しているうえに、丹南校跡地に篠山学園が開校したことにより、 介護福祉士を目指してベトナムから多数の方が来られています。

今後は、ベトナム人の方が安心して暮らせる施策が必要となります。

- 2. 最も相談件数が多いポルトガル語医療通訳者が1名で、負担が大きくなっている。 今後、人材育成に向けて医療通訳の研修会の開催など検討が必要です。
- 3.《平成30年度の取り組み方針》

急増しているベトナム人在住者のために、ベトナム語の生活ガイドブックを新た に作成します。

また、外国人住民が安心して生活できるように、引き続き、日本語教室の実施、病院への同行通訳、日常生活の相談など、NPO法人篠山国際理解センターとの連携を密にして取り組んでいきます。

# 「外国人在住者国籍別人員調査票」

平成30年6月末現在

											<u>平成30年6</u>	<u>月木現仕</u>
		人										
	A 平成24年 (H24.12		C 平成26年 (H26.9末)		E 平成27年 (H27.7末)	F 平成27年 (H27.12末)		H 平成29年 (H29.6末)	I 平成29年 (H29.12末)	J 平成30年 (H30.6末)	増 (JーI)	前回比 (J/I)
総数	534	490	447	451	465	485	533	588	627	694	67	110.7%
ブラジル	157	136	120	112	121	128	141	150	156	163	7	104.5%
韓国∙朝鮮	99	86	84	84	87	83	84	86	85	85	0	100.0%
中国	92	79	65	71	65	69	71	73	76	73	△ 3	96.1%
ベトナム	74	73	60	66	70	74	100	132	151	204	53	135.1%
フィリピン	45	50	53	53	58	61	68	74	80	88	8	110.0%
タイ	11	11	12	15	11	15	14	14	12	12	0	100.0%
米国	11	12	13	13	14	13	11	9	13	14	1	107.7%
ペルー	8	5	5	5	5	5	4	4	3	3	0	100.0%
カナダ	7	6	5	5	5	6	5	6	5	5	0	100.0%
英国	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	0	100.0%
ネパール	4	6	6	6	6	5	9	12	11	10	Δ1	90.9%
フランス	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
ラオス	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	0	100.0%
ドイツ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%
ニュージーランド	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
ミャンマー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	-
バングラデシュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
カメルーン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
スリランカ	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
台湾	0	0	3	3	3	3	3	2	3	3	0	100.0%
フィンランド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-
インドネシア	0	0	1	1	2	2	2	6	10	10	0	100.0%
メキシコ	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
シンガポール	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	-
南アフリカ共和国	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	Δ1	0.0%
その他	7	11	2	0	1	4	4	4	5	7	2	175.0%

主な増減理由 介護福祉士養成学校における留学生の増加及び派遣労働者の入れ代わりに伴うものと考えられます。

# □ 日本語教室

社会教育課

## 1 施策の目的

外国人住民を対象とした日本語教室及び外国につながる子ども(外国籍児童生徒及び日本国籍であるものの両親のどちらかが外国籍である児童生徒)を対象とした学習支援教室を開講し、外国人住民及び外国につながる子どもたちに対して教育的支援を進める。

## 2 事業の概要

特定非営利活動法人 篠山国際理解センターに業務を委託し実施している。

(1)日本語教室「うりぼう」の開講と運営 外国人住民の学習支援をするため、日本語教室「うりぼう」の開講、運営 水・木曜日に開催

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講と運営

外国人につながる子どもの学習支援をするため、学習支援教室「うりぼう くらぶ」の開講、運営

月・水・金曜日に開催

### 3 平成29年度の実績

(1) 日本語教室「うりぼう」

学習者:延べ73人 支援者:延べ50人

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」

学習者:延べ50人 支援者:延べ43人

### 4 今後の計画(平成30年度において)

近年、新渡日の子どもたちが増えており、従来の学習支援体制では困難な状況であったため、平成28年度から継続して予算面の改善を図っている。今後も外国人住民への学習支援業務について、特定非営利活動法人 篠山国際理解センターと連携を図りながら取り組む。

# □ 市職員研修

総務課

### 1 施策の目的

人権意識を高め、様々な人権課題の解決に向けた市の施策に積極的に取り組むことができる職員を育成する。また、あらゆる業務分野において市民や来訪者と接する際に、適切な人権感覚を持って対応できる能力を養う。

## 2 事業の概要(平成30年度計画)

### (1) 職場学習会

「職場の人権意識を高めよう~男女ともに輝く職場づくり~」をテーマに、職場単位(26 グループ)での学習会を実施する。女性活躍推進法を踏まえ、"女性の立場""女性の視点"を考えることで、職員一人ひとりが人権推進に真摯に取り組めるよう、理解と意識を深めることとする。学習会実施に先立ち、7月6日には、学習リーダーに対して事前研修会を開催した。

## (2) 人権研修

人権の取り組みを確かなものにするためには、垂範者たる市職員の高い意識が不可欠である。10月には、人権推進課が主催する人権講演会を職員研修に位置付け、「認知症高齢者の人権に配慮したケアの方法について」をテーマに、認知症高齢者に対する理解を深める。

# (3) 新規採用職員研修(篠山市の単独研修)

新人としての向上心を維持し、市職員としての基礎的知識を習得して職務遂行能力の向上を図るため、年間2回の研修を実施している。平成29年度からは、人権施策のひとつである「手話言語」に焦点を当てた研修を進めている。(後期研修に設定予定)

### (4) 新規採用職員研修(丹波市との合同研修-丹波公務能率推進協議会-)

丹波市と合同で実施する研修の中で、新規採用者の人権意識を高める学習の場を設定している。「行政職員に求められる人権意識の視点」を主なテーマとする。

## (5) 県人教、市同教主催研究大会等への参加

- ①兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会(7月28日)
- ③兵庫県人権教育研究大会中央大会(9月30日)
- ③篠山市人権・同和教育研究大会(12月1日) ※③は若手職員の研修の場として採用10年以下の職員を対象とする

### 3 今後の展開

上記の研修は今後も継続し、さらなる人権意識の向上に努めるとともに、若 手職員に対する人権研修の機会を充実させる。

地域福祉課

## 1 現状と課題

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮について規定されました。また、同法に規定されている社会的障壁である利用しにくい施設や制度、障がいのある人への偏見などがまだ多く存在しています。

障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、 障がいのある人についての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理 念の浸透を図る必要があります。

今後も、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいのある人に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

平成27年4月に「篠山市みんなの手話言語条例」が施行され、その理念を実現すべく、「手話施策推進方針」を策定し、様々な取り組みを進めています。引き続き手話を言語として認め、市民誰もがそのことを理解し、いつでも自由に手話を使える地域社会となるように取り組むとともに、障がいのあるすべての人の社会参加の実現をめざす取り組みを進めます。

# 2 推進の方向

## ① 障がいに関する理解促進

### ア 学習機会の拡充

「篠山市みんなの手話言語条例」を推進するため、広く市民を対象とした「手話出前講座」や小中学校の総合学習で「手話体験」、また、各自治会で「手話」をテーマに人権学習に取組むなど理解促進を図ります。

# ■平成30年度の取り組み

- ・「手話出前講座」の開催 → 随時
- ・小中学校の総合学習での「手話体験」の実施
- ・各自治会での「手話」をテーマにした人権学習の実施 → 住民学習のメニューへの組込

### イ 啓発活動の推進

障がい施策を市民の理解を得ながら推進するため、障がい福祉サービス事業所、民間事業所、マスコミなどの協力によるきめ細かい啓発活動を行います。 また、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、篠山市人権・同和教育研究協議会等と連携し

て毎年12月の「障害者週間」に実施する啓発活動などを更に充実させ、様々な場において障がい特性や配慮について周知します。

- ■平成30年度の取り組み
  - ・医療的ケアにかかるフォーラム開催による障がい者への理解の促進
  - ・篠山市人権・同和教育研究協議会等との連携による12月の「障害者週間」に かかるチラシ配布

# ウ 教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるためのパンフレット等を障がい者団体等と協力 して作成し、必要な人々や機関に提供します。

- ■平成30年度の取り組み
- バリアフリーマップの作成
- ・「障害者週間」にかかるチラシ作成

# ②障害者差別の禁止

ア 合理的配慮の推進

障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市 民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。

- ■平成30年度の取り組み
- ・ 障害者差別解消法合理的配慮指針の作成
- ・各種フォーラム等への手話通訳者・要約筆記者の配置周知

### イ 差別解消のための体制構築

「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別に対し、適切な相談対応につなげることや、情報提供を行っていくことができるよう、体制整備を進めます。

- ■平成30年度の取り組み
- ・「ふくしの総合窓口」や「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」等に おいて、漏れのない相談体制を整えていく。

### ③地域での交流促進

ア 交流の場づくり

これまでから多くの障がいのある人などが集う催しとして「きらきら★カーニバル」等の活動を推進していますが、今後とも障がいのある人や誰もが交流できる場づくりを進めます。

- ■平成30年度の取り組み
- 「きらきら★カーニバル」の開催

# ④市民参加事業を通じた交流促進

- ア 障がい者スポーツ大会、車いすマラソン大会、グラウンドゴルフ大会、障が い者作品展等の障がい者参加事業を推進します。
- ■平成30年度の取り組み
- ・障がい者スポーツフェスティバルの開催
- ・全国車いすマラソン大会の開催
- ・障がい者グラウンドゴルフ大会の開催
- ・兵庫県による障がい者作品展出展の促進